

## 第17期 決算公告

東京都千代田区麹町二丁目1番4号  
日立キャピタル損害保険株式会社  
代表取締役 佐藤 良治

### 平成22年度（平成23年3月31日現在）貸借対照表

（単位：百万円）

科 目	金 額	科 目	金 額
（ 資 産 の 部 ）		（ 負 債 の 部 ）	
現金及び預貯金	3,774	保険契約準備金	5,458
預 貯 金	( 3,774 )	支 払 備 金	( 3,146 )
有 価 証 券	5,486	責 任 準 備 金	( 2,311 )
国 債	( 3,311 )	そ の 他 負 債	275
社 債	( 2,175 )	共 同 保 險 借	( 12 )
貸 付 金	1	再 保 險 借	( 15 )
一 般 貸 付	( 1 )	外 国 再 保 險 借	( 0 )
有 形 固 定 資 産	24	未 払 法 人 税 等	( 13 )
建 物	( 6 )	未 払 金	( 112 )
その他の有形固定資産	( 17 )	仮 受 金	( 121 )
無 形 固 定 資 産	60	退 職 給 付 引 当 金	47
ソ フ ト ウ ェ ア	( 60 )	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	11
その他の無形固定資産	( 0 )	賞 与 引 当 金	36
そ の 他 資 産	336	特 別 法 上 の 準 備 金	6
未 収 保 險 料	( 12 )	価 格 変 動 準 備 金	( 6 )
代 理 店 貸	( 96 )		
共 同 保 險 貸	( 7 )	負債の部 合計	5,835
再 保 險 貸	( 2 )	（ 純 資 産 の 部 ）	
未 収 収 金	( 82 )	資 本 金	6,200
未 収 収 益	( 16 )	資 本 剰 余 金	1,600
預 託 金	( 50 )	資 本 準 備 金	( 1,600 )
地 震 保 險 預 託 金	( 6 )	利 益 剰 余 金	△ 3,944
仮 払 金	( 60 )	そ の 他 利 益 剰 余 金	( △ 3,944 )
貸 倒 引 当 金	△ 5	繰 越 利 益 剰 余 金	(( △ 3,944 ))
		株 主 資 本 合 計	3,855
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	△ 13
		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	△ 13
		純資産の部 合計	3,842
資産の部 合計	9,677	負債及び純資産の部合計	9,677

[貸借対照表の注記]

1. 有価証券の評価基準及び評価方法は、次のとおりであります。
  - (1) 満期保有目的の債券の評価は、償却原価法により行っております。
  - (2) その他有価証券のうち時価のあるものの評価は、期末日の市場価格等に基づく時価法により行っております。  
なお、評価差額は、全部純資産直入法により処理し、また、売却原価の算定は移動平均法により行っております。
  - (3) その他有価証券のうち時価を把握することが極めて困難と認められるものの評価は、移動平均法に基づく原価法により行っております。
2. 有形固定資産の減価償却は、定率法により行っております。
3. 無形固定資産の減価償却は、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法により行っております。
4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算は、外貨建取引等会計処理基準に準拠しております。
5. 貸倒引当金は、資産の自己査定基準及び償却・引当基準に基づき、次のとおり計上しております。  
今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に対する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を引き当てております。  
上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等に基づき貸倒実績率を算出し、それを基礎として求めた予想損失率を債権額に乗じることにより、今後の一定期間における損失見込額を算出し、当該損失見込額を引き当てております。  
また、全ての債権について、資産の自己査定基準に基づき各所管部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した内部監査部が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当てを行っております。
6. 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。  
数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により翌期から費用処理しております。
7. 役員の退職慰労引当金の計上方法は、取締役会の決議に基づき内規を定め、退職慰労金支給見込額を引当計上しております。  
平成20年4月16日開催の取締役会及び同4月25日に行なわれた監査役協議において、平成20年3月31日付をもって役員退職慰労金制度を廃止することを決定いたしました。廃止時の要支給額については、取締役会等の決議に基づき、役員の退任時に支給することとしております。
8. 賞与引当金の計上方法は、従業員賞与に充てるため、当期末における支給見込額を基準に計上しております。
9. 価格変動準備金は、株式等の価格変動による損失に備えるため、保険業法第115条の規定に基づき計上しております。
10. 消費税等の会計処理は税抜方式によっております。ただし、損害調査費、営業費及び一般管理費等の費用は税込方式によっております。  
なお、資産に係る控除対象外消費税等は仮払金に計上し、5年間で均等償却を行っております。
11. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
12. 保険業法施行規則第70条第3項に基づき、責任準備金を追加して積み立てることとしております。  
これにより、当期末において、積み立てている額はありません。
13. 有形固定資産の減価償却累計額は、67百万円であります。

- 14 (1) 貸付金のうち、破綻先債権額ならびに延滞債権額はありせん。  
 なお、破綻先債権とは、元本または利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本または利息の取立てまたは弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸付金(貸倒償却を行なった部分を除く。以下「未収利息不計上貸付金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号イからホまで(貸倒引当金への繰入限度額)に掲げる事由または同項第4号に規定する事由が生じている貸付金であります。  
 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸付金であって、破綻先債権および債務者の経営再建または支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸付金以外の貸付金であります。
- (2) 貸付金のうち、3ヵ月以上延滞債権額はありせん。  
 なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本または利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸付金で、破綻先債権および延滞債権に該当しないものであります。
- (3) 貸付金のうち、貸付条件緩和債権額はありせん。  
 なお、貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸付金で、破綻先債権、延滞債権および3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。
- (4) 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額および貸付条件緩和債権額の合計額はありせん。

15. 退職給付に関する事項は、次のとおりであります。

(1) 退職給付債務及びその内訳

退職給付債務	△151 百万円
年金資産	99 百万円
未積立退職給付債務	△51 百万円
未認識数理計算上の差異	△9 百万円
貸借対照表計上額の純額	△42 百万円
前払年金費用	5 百万円
退職給付引当金	△47 百万円

(2) 退職給付債務等の計算基礎

退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準
割引率	退職一時金 2.0%
	企業年金基金 2.4%
期待運用収益率	3.0%
数理計算上の差異の処理年数	17.7年

16. 支払備金の内訳は、次のとおりであります。

支払備金(出再支払備金控除前、(ロ)に掲げる保険を除く)	3,143 百万円
上記に係る出再支払備金	0 百万円
差引(イ)	3,142 百万円
地震保険に係る支払備金(ロ)	3 百万円
計(イ)+(ロ)	3,146 百万円

17. 責任準備金の内訳は、次のとおりであります。

普通責任準備金(出再責任準備金控除前)	3,502 百万円
上記に係る出再責任準備金	1,930 百万円
差引(イ)	1,571 百万円
その他責任準備金(ロ)	739 百万円
計(イ)+(ロ)	2,311 百万円

18. 関係会社との金銭債権は、30百万円、金銭債務は17百万円であります。

19. 1株当たりの純資産額は、24,629円05銭であります。

20. 金額は、記載単位未満を切捨てて表示しております。

(会計方針の変更)

当期より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を適用しております。これにより、経常利益は0百万円、税引前当期純利益は4百万円減少しております。

## (金融商品関係)

当期(平成22年4月1日から平成23年3月31日まで)

### 1.金融商品の状況に関する事項

#### (1)金融商品に対する取組方針

当社は保険会社の運用資金の性格をふまえ、安全性・流動性・収益性を総合的に検討しながらリスク管理に十分留意し、債券・預金等による資産運用を行っております。また、負債特性に留意し、流動性に配慮した投資期間としております。

#### (2)金融商品の内容及びそのリスク

当社は、債券等の固定金利資産を保有していることから、金利が上昇した場合には資産価値が減少するなど、市場関連リスクに晒されております。また、当社が保有している有価証券などは、発行体等の信用力の低下や破綻により、価値が大幅に減少する、あるいは利息や元本の回収が不能になるなど、信用リスクに晒されております。

#### (3)金融商品に係るリスク管理体制

当社では、当社が抱えるリスクの状況を的確に把握し、不測の損失を回避し、適切にリスクをコントロールすることで財務の健全性を確保するとともに、リスクと収益を適切に管理し、リスクが発現した場合には的確な対応をとる態勢を構築するために、「リスク管理基本方針」を定め、また「リスク管理委員会」を設置しております。また、管理対象リスクごとに管理主管部署を定め、主管部署が「リスク管理基本方針」、「資産運用リスク管理規程」及び「流動性リスク管理規程」に従い、適切にリスク管理を行い、定期的にリスク管理委員会にリスク管理状況を報告しております。

##### ①資産運用リスク(市場関連リスク・信用リスク)の管理

当社では、運用資産を国債・社債等を中心に構成し、投資案件の信用格付、時価等の情報収集に努め、早期に資産の劣化を検出して健全性の確保に努めるとともに、適正に資産の自己査定を行っております。

##### ②流動性リスクの管理

当社では、日々の資金繰り管理のほかに、巨大災害発生時の保険金支払いなどの資金流出額を予想し、それに対応できる流動性資産が十分に確保されているかを把握しております。

### 2.金融商品の時価等に関する事項

平成23年3月31日における貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位:百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金及び預貯金	3,774	3,774	-
(2)有価証券	5,486	5,495	9
満期保有目的の債券	199	208	9
その他有価証券	5,287	5,287	-
資産計	9,261	9,270	9

#### (注1)金融商品の時価の算定方法

##### 資産

##### 1)現金及び預貯金

現金及び預貯金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

##### 2)有価証券

債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

#### (注2)金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
預貯金	2,250	-	-	-
有価証券				
満期保有目的の債券				
国債	-	200	-	-
その他有価証券				
国債	2,900	-	200	-
社債	400	900	867	-
合計	5,550	1,100	1,067	-

(注3)有価証券の保有目的ごとの区分における時価等

1)満期保有目的の債券

(単位:百万円)

	種類	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	公社債	199	208	9
合計		199	208	9

2)その他有価証券

(単位:百万円)

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	公社債	933	917	15
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	公社債	4,353	4,382	△28
合計		5,287	5,300	△13

平成22年度

自 平成22年4月 1日  
至 平成23年3月31日

損益計算書

(単位:百万円)

科 目	金 額
経常収益	3,697
保険引受収益	3,653
正味収入保険料	3,615
積立保険料等運用益	0
支払備金戻入額	37
資産運用収益	35
利息及び配当金収入	35
有価証券償還益	0
積立保険料等運用益振替	△0
その他の経常収益	8
その他の経常収益	8
経常費用	3,021
保険引受費用	1,959
正味支払保険金	1,263
損害調査費	128
諸手数料及び集金費	532
責任準備金繰入額	6
その他の保険引受費用	28
資産運用費用	0
有価証券償還損	0
営業費及び一般管理費	1,056
その他の経常費用	5
貸倒引当金繰入額	5
その他の経常費用	0
経常利益	676
特別利益	-
特別損失	5
固定資産処分損	0
価格変動準備金繰入額	1
その他の特別損失	3
税引前当期純利益	670
法人税及び住民税	3
当期純利益	666

[損益計算書の注記]

1. 関係会社との取引による収益総額は、1,000百万円、費用総額は、653百万円であります。

2. ①正味収入保険料の内訳は、次のとおりであります。

収入保険料	3,678	百万円
支払再保険料	63	百万円
差引	3,615	百万円

②正味支払保険金の内訳は、次のとおりであります。

支払保険金	1,271	百万円
回収再保険金	7	百万円
差引	1,263	百万円

③諸手数料及び集金費の内訳は、次のとおりであります。

支払諸手数料及び集金費	543	百万円
出再保険手数料	11	百万円
差引	532	百万円

④支払備金繰入額(△は支払備金戻入額)の内訳は、次のとおりであります。

支払備金繰入額(出再支払備金控除前、(口)に掲げる保険を除く)	△ 41	百万円
同上にかかる出再支払備金	0	百万円
差引(イ)	△ 41	百万円
地震保険にかかる支払備金繰入額(口)	3	百万円
計(イ)+(口)	△ 37	百万円

⑤責任準備金繰入額(△は責任準備金戻入額)の内訳は、次のとおりであります。

普通責任準備金繰入額(出再責任準備金控除前)	△ 161	百万円
同上にかかる出再責任準備金	△ 85	百万円
差引(イ)	△ 75	百万円
その他責任準備金繰入額(口)	82	百万円
計(イ)+(口)	6	百万円

⑥利息及び配当金収入の内訳は、次のとおりであります。

預貯金利息	4	百万円
有価証券利息	30	百万円
計	35	百万円

3. 当期における法定実効税率は、36.21%であります。

4. その他特別損失は、資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額3百万円であります。

5. 1株当たりの当期純利益は、4,275円50銭であります。なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

6. 関連当事者との取引に関する主な事項は、次のとおりであります。

種類	会社等の名称	所在地	資本金 (百万円)	事業の 内容	議決権等の 所有割合	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引金額 (百万円)	期末残高 (百万円)
親会社	日立 キャピタル 株式会社	東京都 港区	9,983	ファイナ ンス事業	被所有 直接 79.4%	当社保険の販売 役員の兼任	信用保 険取引	正味収入保険料 972 正味支払保険金 449	未収保険料 12

(注) 1.取引金額に消費税等は含まれておりません。

2.取引条件ないし取引条件の決定方針

信用保険取引については、一般の取引と同様の条件をもって決定しております。

7. 金額は、記載単位未満を切捨てて表示しております。

(ご参考)

## 当社のソルベンシー・マージン比率について

(単位:百万円、%)

	平成22年度 (平成23年3月31日現在)
(A) ソルベンシー・マージン総額	4,586
資本金又は基金等(社外流出予定額、評価・換算差額等及び繰延資産を除く)	3,855
価格変動準備金	6
危険準備金	0
異常危険準備金	736
一般貸倒引当金	1
その他有価証券の評価差額(税効果控除前)×90%(評価損の場合は100%)	△ 13
土地の含み損益×85%(評価損の場合は100%)	—
払戻積立金超過額	—
負債性資本調達手段等	—
意図的保有による控除額	—
その他	—
(B) リスクの合計額	381
$\sqrt{[(R_1+R_2)^2+(R_3+R_4)^2]}+R_5+R_6$	
一般保険リスク (R <sub>1</sub> )	304
第三分野保険の保険リスク (R <sub>2</sub> )	—
予定利率リスク (R <sub>3</sub> )	0
資産運用リスク (R <sub>4</sub> )	130
経営管理リスク (R <sub>5</sub> )	14
巨大災害リスク (R <sub>6</sub> )	36
(C) ソルベンシー・マージン比率	2,403.9
$[(A) \div \{(B) \times 1/2\}] \times 100$	

(注) 上記の金額及び数値は、保険業法施行規則第86条及び第87条並びに平成8年大蔵省告示第50号の規定に基づいて算出しております。

## 【参考】平成23年度末(平成24年3月31日)から適用される新基準による数値

(単位:百万円、%)

	平成22年度 (平成23年3月31日現在)
(A) ソルベンシー・マージン総額	4,586
資本金又は基金等(社外流出予定額、評価・換算差額等及び繰延資産を除く)	3,855
価格変動準備金	6
危険準備金	0
異常危険準備金	736
一般貸倒引当金	1
その他有価証券の評価差額(税効果控除前)×90%(評価損の場合は100%)	△ 13
土地の含み損益×85%(評価損の場合は100%)	—
払戻積立金超過額	—
負債性資本調達手段等	—
意図的保有による控除額	—
その他	—
(B) リスクの合計額	564
$\sqrt{[(R_1+R_2)^2+(R_3+R_4)^2]}+R_5+R_6$	
一般保険リスク (R <sub>1</sub> )	473
第三分野保険の保険リスク (R <sub>2</sub> )	—
予定利率リスク (R <sub>3</sub> )	0
資産運用リスク (R <sub>4</sub> )	194
経営管理リスク (R <sub>5</sub> )	21
巨大災害リスク (R <sub>6</sub> )	32
(C) ソルベンシー・マージン比率	1,623.6
$[(A) \div \{(B) \times 1/2\}] \times 100$	

(注) 「新基準」とは、現行基準に平成22年4月20日付内閣府令第23号及び金融庁告示第48号(平成24年3月31日から適用)の改定内容を反映したものです。

#### <ソルベンシー・マージン比率>

- ・ 損害保険会社は、保険事故発生の際の保険金支払や積立型保険の満期返戻金支払等に備えて準備金を積み立てていますが、巨大災害の発生や、損害保険会社が保有する資産の大幅な価格下落等、通常の予測を超える危険が発生した場合でも、十分な支払能力を保持しておく必要があります。
- ・ こうした「通常の予測を超える危険」を示す「リスクの合計額」(表の(B))に対する「損害保険会社が保有している資本金・準備金等の支払余力」(すなわちソルベンシー・マージン総額:表の(A))の割合を示す指標として、保険業法等に基づき計算されたのが、「ソルベンシー・マージン比率」(表の(C))です。
- ・ 「通常の予測を超える危険」とは、次に示す各種の危険の総額をいいます。
  - ① 保険引受上の危険(「一般保険リスク」…表のR<sub>1</sub>、「第三分野保険の保険リスク」…表のR<sub>2</sub>)  
保険事故の発生率等が通常の予測を超えることにより発生し得る危険(巨大災害に係る危険を除く。)
  - ② 予定利率上の危険(「予定利率リスク」…表のR<sub>3</sub>)  
実際の運用利回りが保険料算出時に予定した利回りを下回ることにより発生し得る危険
  - ③ 資産運用上の危険(「資産運用リスク」…表のR<sub>4</sub>)  
保有する有価証券等の資産の価格が通常の予測を超えて変動することにより発生し得る危険等
  - ④ 経営管理上の危険(「経営管理リスク」…表のR<sub>5</sub>)  
業務の運営上通常の予測を超えて発生し得る危険で上記①～③及び下記⑤以外のもの
  - ⑤ 巨大災害に係る危険(「巨大災害リスク」…表のR<sub>6</sub>)  
通常の予測を超える巨大災害(関東大震災や伊勢湾台風相当)により発生し得る危険
- ・ 「損害保険会社が有している資本金・準備金等の支払余力」(ソルベンシー・マージン総額)とは、損害保険会社の純資産(社外流出予定額等を除く)、諸準備金(価格変動準備金・異常危険準備金等)、土地の含み益の一部等の総額であります。
- ・ ソルベンシー・マージン比率は、行政当局が保険会社を監督する際に、保険会社の経営の健全性を判断するための客観的な指標のひとつですが、その数値が200%以上であれば「保険金等の支払能力の充実の状況が適当である」とされています。

#### <ソルベンシー・マージン比率の算出基準の見直し>

- ・ ソルベンシー・マージン比率の信頼性にかかる一層の向上の観点から、ソルベンシー・マージン比率の算出にかかる法令等が改正され、平成23年度末(平成24年3月31日)から新基準が適用されます。適用開始までの間、現行基準のソルベンシー・マージン比率と平行して、新基準に基づいて試算したソルベンシー・マージン比率を参考表示します。
- ・ 新基準のソルベンシー・マージン比率は、リスク計測の厳格化等により、現行基準に比べ低下する場合がありますが、現行制度と同様、その数値が200%以上であれば、「保険金等の支払能力の充実の状況が適当である」とされています。